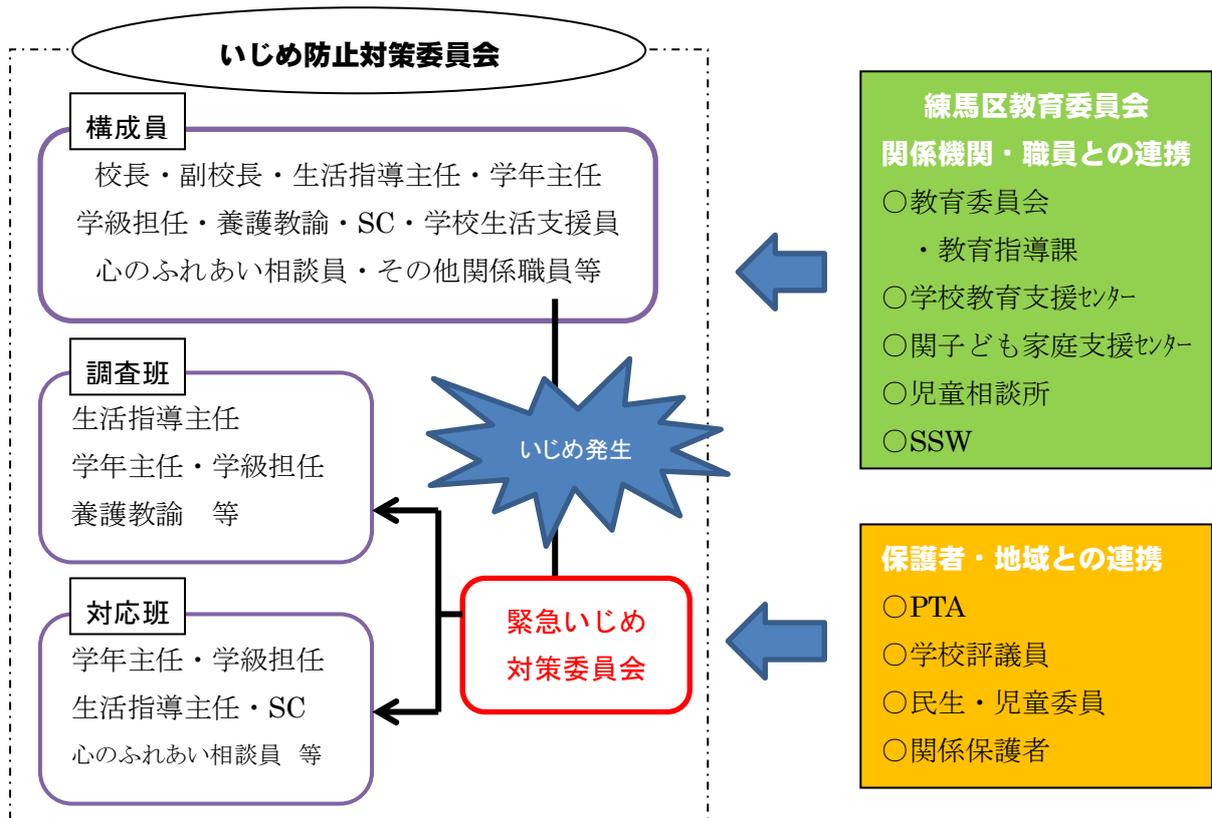


いじめへの組織的対応

平成28年4月1日
関町小学校 校長 福岡

いじめ問題への取組にあたっては、教職員一人一人が「いじめを根絶する」という強い意思をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのために、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための予防的・開発的な取組を常時展開し、実践する。

本校では、起こりうるいじめ問題に対応するために下記のような「いじめ防止対策委員会」を置き、このチームを中心として教職員全員の共通理解の下、組織的な対応を行っていく。



学校いじめ対策委員会を核とした本校の組織的対応について

1 未然防止のために <いじめを生まない、許さない学校づくり>

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成、実行
- いじめに関する校内研修の計画、実施
- 法教育の実施（第6学年）
- 人プロの活用した「いじめに関する授業」の実施
- 児童会・石神井西中学校生徒会による取組の支援
- 学校サポートチームとの定期的な連絡協議会の開催
- 学校評価による検証と基本方針の見直し

2 早期発見のために <いじめを直ちに発見できる学校づくり>

- スクールカウンセラーによる全員面接の実施（第5学年）
- 「生活意識調査」（毎月）や「いじめ実態調査」（ふれあい月間）の実施による情報の収集
- 生活指導連絡会での情報の共有と記録化
- 「いじめ発見チェックシート」の実施と集約・分析
- 学校だよりや保護者会を通じた取組の情報提供や情報の収集・共有

3 早期対応のために <いじめを解決し、繰り返さない学校づくり>

- 速やかな対応策の検討と実施
- 加害児童に対する組織的・継続的な観察と指導
- 被害児童や保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア
- 学校サポートチームを通じた警察等との情報共有
- 保護者会を活用した保護者との情報共有
- 地域住民や保護者による、登下校の見守り

4 重大事態への対応 <学校、保護者、地域が一丸となって>

- 練馬区教育委員会（教育指導課）への報告と連携
- 被害児童に対する複数教員による保護や情報共有の徹底
- 被害児童への緊急避難措置の検討、実施
- 加害児童への懲戒や出席停止についての区教委との検討
- 警察への相談・通報や児童相談所との連携
- いじめ対策緊急保護者会の開催
- 区教委が設置する組織との連携・協力（法第28条）